

教高第235号
令和3年4月9日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（通知）

現在、県内において新型コロナウイルスの10代感染者が多く確認されています。

つきましては、これまでも新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとっていただいておりますが、年度始めのこの時期にあらためて、文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』（2020.12.3 Ver.5）」及び令和2年11月11日付け教高第2767号「新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（通知）」に示す次の留意点等を確認の上、感染防止対策が一層徹底されるよう学校全体での取り組みをお願いいたします。

なお、学校において感染者等が発生した場合の対応については、別添「学校において感染者が発生した場合の考え方」（保健体育課）で既に示しております。

また、生徒及び教職員の家庭においても、本通知への御理解をいただき、御協力をお願いするとともに、別添の『新しい生活様式』の実践例に示された感染予防、感染拡大防止対策に取り組んでいただけるよう周知願います。

（1）学校における感染拡大防止について

- 検温、健康チェックを行い、発熱や風邪症状など体調不良がある場合には、無理に登校せず自宅で療養する。（必要に応じて早めの受診）
- 校内においては、休み時間も含め、原則としてマスクを着用する。
- 机間「最低1メートル」を確保する。
- 定期的な換気を行う。
- 多くの生徒が触れる場所などを中心に、こまめに消毒を行う。
- 手指消毒を徹底する。（特に昼食前）
- 対面で食事をとらない。食事中的会話は慎むとともに、マスクをはずす時間を極力短くする。

(2) 学校外における行動に関する注意

- 十分な休養と栄養をとるなど体調管理に努める。
- 「3つの密」（換気の悪い密閉空間，多くの人々が密集，近距離での会話や発声）を形成する場所には、なるべく近づかない。
- 人が集まる場所では、マスクを必ず着用するとともに身体的距離の確保を意識した行動をとる。
- 帰宅後の手洗いとうがいを徹底する。

(3) 公共交通機関内でのマナーについて

- マスクの着用を徹底する。
- 会話は控える。
- 荷物で隣との距離をとるような、場所取りをしない。

(4) 正しい情報収集、差別や偏見について

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族や所属機関に対する誤解や偏見にもとづく差別等について考え、自らの判断のもと適切な行動をとる。
- SNS等で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないように注意する。
- 差別や偏見に繋がる言動は厳に慎むとともに、絶対に同調しない。
- このことに関して心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談する。

高校教育課

高校教育指導監 萱 沼 電話 055-223-1766

保健体育課

学校体育担当課長補佐 山 田 電話 055-223-1783

保健給食担当課長補佐 戸 田 電話 055-223-1785

高校改革・特別支援教育課

特別支援教育担当課長補佐 木村 電話 055-223-1752